

馬インフルエンザの発生と対応について

平成19年8月17日

北海道競馬事務所長

JRA美浦トレーニングセンターから茨城県美浦地区の牧場を經由して、8月16日に旭川競馬場に転厩してきた競走馬1頭が入厩時検査の際、水様性鼻汁の症状が認められ、念のためインフルエンザ簡易キットによる検査を実施したところ、陽性と判定されました。

このため、北海道競馬事務所としては、当該馬は、旭川競馬場内の隔離厩舎に収容し、徹底した管理の下、確認検査等を行うこととしました。

なお、北海道競馬関係施設においては、これまでのところ、馬インフルエンザの発症は見られておりませんが、その侵入防止の徹底を図るため、下記のとおり取り扱うことといたしました。

記

- 1 厩舎及び関係施設等の消毒並びに衛生管理の徹底
- 2 在厩馬の健康状態の確認を徹底し、発熱などの症状を示した馬の隔離と検査
- 3 当該馬との接近等罹患可能性の高い馬の簡易検査の実施
- 4 当面の間、旭川競馬場及び門別競馬場における入退厩の制限
(両競馬場間の移動は除く)

以上